



遺贈による寄付に関する協定書締結について

当行と国立大学法人 岡山大学(岡山市北区津島中一丁目1番1号 学長 榎野 博史)は、遺贈により社会貢献を実現したい篤志家と同学におけるイノベーション創出・学都創成・グローバル化の推進という同学のニーズにお応えするために、遺贈による寄付に関する協定書を締結しましたので、お知らせします。

1. 概要

同学へ遺言による財産の寄付(遺贈)もしくは相続財産による寄付をお考えの方を本人の同意があれば、同学より当行にご紹介いただき、当行が寄付をお考えの方のご意向を確認、ご相談のうえ遺言書の作成から保管、相続開始後の遺言執行または遺産整理をおこなうことにより、同学へ財産が寄付されるよう対応します。

なお、遺贈により国立大学法人へ寄付をした金銭は、相続税の対象とならない特例があります。

2. 国立大学法人 岡山大学について

国立大学法人 岡山大学は、1870(明治3)年の岡山藩医学館を礎に、明治期に設立された医学専門学校と、旧制第六高等学校等の伝統を受け継ぎ、1949(昭和24)年に新制岡山大学として誕生しました。その後、今日に至るまで、高度な知の継承と創生の拠点として、また高度な専門知識と高邁な人格を備えた人材育成の拠点として、教育・研究の事業に携わっています。

3. その他

当行では信託本体業務として、お客様の資産の現状把握、遺言書の作成から遺言執行に至るまでの過程を総合的にサポートする「遺言信託」、および煩雑な相続手続きをご遺族に代わっておこなう「遺産整理」などを取扱っております。また、信託会社とも提携しており、高齢化社会の進展を背景に高まっている円満な相続および事業承継に関するお客様のニーズに対し、積極的にお応えしていきたいと考えております。

以上